**ＰＣＢ廃棄物及びＰＣＢ使用機器の保有に関する調査票**

使用中の電気設備については、**接触等により感電の恐れがあり非常に危険です。**また、PCB廃棄物は、受電設備（キュービクル、電気室等）内に保管されていることもあります。

本調査への回答にあたっては、**電気設備を管理している電気主任技術者（又は電気設備の管理を委託している会社等）に必ずご相談ください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業場名 |  |
| 事業場所在地 | 〒 |
| 事業場担当者 | 所属・役職 | 電気主任技術者等 | 所属・役職 |
| 氏名 | 氏名 |
| 電話番号 |  |
| 記入年月日 | 　　　年　　　月　　　日 |
| 調査No. | (お手数ですが、封筒に記載のある６桁の調査番号をご記入ください) |

**１　使用中の変圧器、コンデンサー等※）の電気機器で、PCB含有電気機器はありますか？**

PCB廃棄物等は、PCB特別措置法で定められた期限までに処理しなければなりません。

神奈川県内で保管されているPCB廃棄物等の処分期間は、以下のとおりです。

**高濃度PCB廃棄物等**

**・PCB含有変圧器・コンデンサー等　：2022年3月31日まで**

**・PCB安定器・汚染物等　　　　　　：2023年3月31日まで**

**低濃度PCB廃棄物等　　　　　　　　　：2027年3月31日まで**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １　PCB含有機器を使用している | ２　PCB含有機器は使用していない | ３　PCB含有疑いの機器がある（　　年　月頃に分析等の予定） | ４　変圧器、コンデンサー等を使用していない。 |

**※）　変圧器、コンデンサーの他、リアクトル、計器用変成器、整流器、サージアブソーバー等の電気機器が含まれます。**

**２　保管中の廃棄物についてお聞きします。**

**使用を終えて保管している変圧器、コンデンサー、照明用安定器等でPCB廃棄物はありますか？**

|  |  |
| --- | --- |
| １　PCB廃棄物がある | ２　PCB廃棄物がない |

**３　２で「ＰＣＢ廃棄物がある」と回答された方にお聞きします。**

**PCB特別措置法に基づき、県に対しPCB廃棄物の保管状況等について届出をされていますか？**

|  |  |
| --- | --- |
| １　届出をしている※１） | ２　届出をしていない※２） |

**※１）　届出をしている方も、届出以外のPCB含有機器、PCB廃棄物がないか、改めてご確認をお願いします。**

**※２）　届出をしていない方は、お問い合わせください。**

**（こちらから電話等をさせていただくことがあります）**

以上、ご協力、ありがとうございました。

【回答先】　〒２３１－８７８８　横浜市中区日本大通１

　　　　　　　　　　神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課　適正処理Ｇ　行き

　　　　　　　　　　ＴＥＬ：０４５－２１０－４１５１　FAX：０４５－２１０－８８４７

　　　　　　　　　　　Eメール：pcb.tyosa@pref.kanagawa.jp